

映画製作団体BYN 規約

第1章 総則

(名称と事務局)

第1条 本団体は、映画製作団体BYN(以下「本団体」という。)と称し、事務局を代表宅とする。

(目的とプロジェクトの名称)

第2条 本団体は、品川区八潮で活動する八潮RUNrun部結成5年目を記念して行われた「東海道五十三次走破」の記録映像の映画化を目指し、八潮RUNrun部5人の「僕らの物語」を観る人「みんなの物語」に昇華し、勇気と希望を与え、心から励まされる当該映画の著作物の制作とそのプロモーションを目的とする。プロジェクトの名称は、「僕らは夢の中へプロジェクト」とする。

(事業)

第3条 本団体は、前条の目的を達成するために次の取り組みを実施する。

- (1) ポストプロダクションを主軸とした当該映画の著作物の制作。
- (2) プロモーションを主軸とした戦略立案と実行のためのコンテンツ制作。
- (3) 野外映画祭を企画・運営をし、行政機関と協働により、地域社会に貢献をすること。

(会員)

第4条 本団体の会員は、有志によって組織する。

2 本団体の会員は、次の2種類とする。

- (1) プロジェクトメンバー(以下、「正会員」という。)は、本団体の目的に賛同し映画製作者に対し当該映画の著作物の製作に参加することを約束した者とする。
- (2) 協力スタッフは、本団体の事業を賛助するために参加した者とする。

(正会員の権利と義務)

第5条 本団体の正会員は、「著作物の全体的形成に創作的に寄与した者とする」(著作権法16条)に定めるところにより、著作者人格権を有する。

2 本団体正会員は、映画の著作物を共同著作物とする著作者とし、共同著作物の著作者人格権は、著作者全員の合意によらなければ、行使することができないものとする。(著作権法64条)

3 本団体の正会員は、本団体の活動に自由に参加できる権利を有する。

4 本団体の活動により生じる福利を平等に受ける権利を有する。

5 総会及び各会議への出席と発言権を有する。

6 総監督令による業務遂行の義務を有する。

(参加)

第6条 会員として参加しようとする者は、参加の意思を総監督に伝え、総監督の承認を得るものとする。

(退会)

第7条 会員は、退会の旨を総監督に伝え、任意に退会することができる。

(代表者とその権限)

第8条 本団体の代表者は、総監督とする。

2 総監督は、プロジェクト最高責任者として、本団体を統括する。

3 総監督は、映画の著作物の製作に発意と責任を有する者(著作権法2条1項10号)として、著作権(財産権)を有し、映画に関する一切の権利(著作権法27条及び28条の権利を含む)は総監督に帰属するものとする。

4 総監督は、全ての起案事項、運営や事業の遂行に関する決裁権を有するものとする。

(1) 本団体に於ける指揮命令の行使には、「総監督趣意書」の作成、または、役員会議で「総監督指示」を表明し、執行役員会の助言と承認を必要とする。

(2) 本団体に於ける稟議書は、執行役員会が承認したものに限り、決裁をおこない裁可する。

細則

第2章 執行役員会

(名称)

第9条 本団体の中に、執行役員会(以下、「役員会」)を置く。

(役員の種類)

第10条 役員会に次の役員を置く。

- (1) 代表 1名
- (2) 専務(監事) 1~2名
- (3) 常務 1~2名
- (4) 役員 1~2名

2 前項の専務及び常務は、本部長または部長を兼任し、役員は総監督に任命された者とする。

(機能)

第11条 役員会は、総監督令に定められた職権を行い、総監督の輔弼機関及び最高意思決定機関として次の機能を有する。

- (1) 総監督を補佐し、総監督に事故あるときの職務を代理すること。
- (2) 総監督が発意された総監督趣意書の事項に関して、上申書を総監督に提出し、助言と承認をおこなうこと。
- (3) 総監督指示に即して、具体的な戦術を立て、業務内容の確立とワークフローの形成をおこなうこと。
- (4) 役員会議で決議した総監督指示を本団体に周知、ならびに委任された範囲で各機関の機能領域を統括、管理責任を負うこと。
- (5) 各部門が起案した稟議を受理し、審議と承認をおこなうこと。
- (6) 提案事項を総監督に上申し、決裁を求めること。
- (7) 実行に必要な重要事項を主管者間で情報の顕在化と共有化を図り、プロジェクト全体の進捗管理をおこなうこと。

(役員の仕事)

第12条 専務は、総監督を補佐し、担当するグループの包括的管理業務を担い、統括すること。

2 常務は、総監督及び専務を補佐し、本団体の全般的な日常業務を管理すること。

3 監査役は、専務が兼任し、会計参与の会計事務を監査すること。

(1) 会計事務について不正の事実を発見したときに総会に報告すること。また、これを報告するため必要があると認めるときは、総会の招集を総監督に請求すること。

(役員の仕事)

第13条 役員の仕事は、総監督が別に定める。

(役員の仕事)

第14条 役員が次の各号のいずれかに該当するときは、総監督の裁可により、これを解任することができる。

- (1) 心身の故障により、職務の執行に堪えられないと認められるとき。
- (2) 総監督指示に対する造反行為、職務上の業務違反、その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

(役員会議)

第15条 役員会議は、総監督が臨席し、第10条に定める役員をもって構成する。必要に応じて案件の説明に担当の正会員が陪席する。

2 役員会議は、本団体の最高意思決定機関として、起案事項並びに受命事項の業務処理に際し、これを実施するため役員承認及びこれを上申し、総監督の決裁をおこなう。

3 役員会議は、主管者で情報を共有し、プロジェクト全体のガバナンス(管理)が順調であるかその進展を調査することを目的とする。これに応じて、総監督中心に執行役員会では目標達成や問題解決のために講じるべき計画・実施事項などの施策を講じる。

3 役員会議は、毎週定期で開催する。また、総監督の判断または役員請求に応じて開催する。

(役員会議の審議事項)

第16条 役員会議は、次に掲げる事項を審議し、役員承認とこれを上申し、総監督の決裁をおこなう。

- (1) 各部門の提案に関する事項
- (2) 総監督趣意書及び総監督指示に関する事項
- (3) 総会に付すべき事項
- (4) 総監督が裁可された事項の執行に関する事項
- (5) その他の執行に関する事項

第3章 本部総会

(総会)

第17条 本団体の総会は、総監督が必要と認めるときに限り、開催する

2 総会は、正会員を持って構成し、執行機関を製作本部(以下、「本部」という。)とする。

(総会の招集)

第18条 総会は、総監督が招集する。

2 総会を招集するときは、正会員に対し、会議の目的及びその内容並びに日時及び場所を示して開会の7日前までに通知しなければならない。

(総会の審議)

第19条 総会は、総監督が議長となり、次に掲げる事項を審議し、議決する。

- (1) 内部規定・規約の改正に関する事項
- (2) 事業計画及び収支予算に関する事項
- (3) 正会員の参加並びに辞令に関する事項
- (4) 役員の任命及び解任に関する事項
- (5) 解散に関する事項
- (6) その他の重要事項

(総会の定足数)

第20条 総会は、正会員の過半数の出席がなければ開くことができない。(ただし、委任状を提出した正会員は、出席者とみなすものとする。)

(総会の議決)

第21条 総会の議事は、出席した正会員の可否を問い、過半数をもって決し、総監督がこれを裁可する。可否同数のときは、総監督の裁可によって決するところによる。

(総会の議事録)

第22条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 会議の名称
- (2) 日時及びZoomのミーティングIDとパスコード
- (3) 出席者(委任状を提出した正会員も含む。)
- (4) 開催目的、審議事項及び議決事項
- (5) 議事の経過の概要及びその結果

(議事録の提出)

第23条 総会の議事録は、Google Classroomの本部に所定の提出場所にてPDF形式で提出すること。

(本部の任務)

第24条 本部は、本団体の決定事項の周知、会則の変更、各部門の活動方針及び計画の報告、各部門の会議開催連絡及び議事録の提出、総監督令の告示、総監督が必要と認める重要事項を第19条に定めるところにより、総会を開会し審議する。

2 決定事項は、総監督の裁可によって次の事項が実施可能と決定されたものをいう。

- (1) 各機関の起案事項及び受命事項実施のための稟議
- (2) 会則の変更
- (3) 総会の議決事項

3 決定事項の通告は、総監督がおこなう。

4 役員会の決定事項の通告は、各部門の部長が担当領域内の受命事項を正会員に周知する。

5 各部門の進捗状況報告及び活動方針並びに活動計画は、本部長または部長が定期で役員会議で報告する。

6 各部門の会議開催連絡は、本部長または部長が次の事項を連絡し、周知させる

- (1) 会議名
- (2) 日時
- (3) 議案
- (4) ZoomのミーティングID及びパスコード

7 各機関の議事録は、会議終了後すみやかにPDF形式で提出し、議事の経過の概要及びその結果、タスク、次回会議の議案を周知させる。

第4章 組織

(設置)

第25条 第2条の定める目的を達成するため本団体の中に次の執行機関及び協議機関を置く。

- (1) ブランディング戦略局(以下、「戦略局」という。)を置く。
- (2) 技術統括局(以下、「技術局」という。)を置く。

(機能)

第26条 第3条に定める。

(各部門の構成と任務内容)

第27条 各部門の構成と任務内容は次の通りとする。

2 戦略局の構成は次の通りとする。

- (1) チーフプロデューサー 1名
- (2) プロデューサー 1名
- (3) プロダクションデザイナー 4名
- (4) 会計参与 1名

3 戦略局の上長は、チーフプロデューサーを本部長とし、本部長の任務内容は次の通りとする。

- (1) 戦略局の包括的管理と立案から実行までの現場指揮を執ること。
- (2) 戦略局の起案責任者として、戦略局の提案事項を役員会に提出すること。
- (3) 総監督を補佐し、総監督指示の実施と管理責任を負う。

4 プロデューサーは、戦略局の部長とし、本部長を補佐して本団体の総意を確認し組織内の認識のズレや失念を防止すること。また、本部長不在の際は、その任務内容を代わりに務める。

5 次長は、部長を補佐する。

6 技術局の構成は次の通りとする。

- (1) 監督 1名
- (2) 助監督 1名
- (3) 技術監督 1名
- (4) オンラインエディター 1名
- (5) オフラインエディター 3名
- (6) 音楽ディレクター 1名
- (7) 音楽 1名
- (8) 美術 7名
- (9) ナレーション 1名
- (10) 撮影 4名

7 技術局の上長は、監督を本部長とし、本部長の任務内容は次の通りである。

- (1) 技術局の包括的管理とポストプロダクション全行程の現場指揮を執ること。
- (2) 技術局の起案責任者として、技術局の提案事項を役員会に提出すること。
- (3) 総監督を補佐し、総監督指示の実施と管理責任を負う。

8 技術監督は、総監督及び本部長を補佐し、総監督の求める視覚的要件に基づいて、実行可能な方法を提案し、技術アドバイスをこなうこと。

(協議)

第28条 戦略局、技術局それぞれの協議を明確に分離し、協議会が機動的かつ効率的な会議体を目指す。各部門の会議名称は次の通りとする。

- (1) 戦略局「戦略会議」
- (2) 技術局「製作会議」

(会議機能)

第29条 戦略会議、製作会議は、本部長が主体的に開催し、本部長または部長が議長となり協議を進める。会議は基本的にZoomで開催し、所定のミーティングID及びパスワードで会議を開会する。

(議事録)

第30条 戦略会議、製作会議の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 開催日時
- (2) 出席者名
- (3) 議題及び議案
- (4) 議事の経過記録
- (5) タスク
- (6) 次の会議の議題及び議案並びに開催日時

2 議事録は、Google Classroomの各部門の連絡事項にPDF形式で提出し、進捗状況報告をおこなうこと。書記は、本部長または部長が任命し、任ぜられた書記は、所定の議事録を作成し、議事録提出及び進捗状況報告を部門内のGoogle Classroomでおこない、正会員全員に周知させること。

3 議事録は、各組織の起案事項の原案として大切にしてい取り扱うこと。

(監督機関)

第31条 戦略局及び技術局の上級機関として執行役員会がある。執行役員会については第2章に定めるところによる。

第5章 実施

(規程)

第32条 本団体に於ける、全ての起案事項を実行に移すためには、決裁権者である総監督の裁可が必要とする。

2 正会員は、総監督指示に従って自由に起案し、決裁権者に説明して裁可の意思決定を受けるための権利を有する。また、総監督指示の受命事項以外の起案事項に関しては、自由に起案し、執行役員会の承認、総監督の裁可を必要とする。

(実施)

第33条 本団体の実施に係る手続きは次の通りとする。

(1)総監督指示が役員会で決定。

(2)総監督指示に即して、本部長と部長は具体的な業務内容の確立と業務の流れを形成し、部門内で指揮する。

(3)戦略会議、製作会議を開催し、戦略策定を行う。

(4)役員会にて、戦略についてプレゼンテーションを実施する。

(5)提案事項に対して、総監督がフィードバックを提供する。

(6)総監督指示が役員会で決定。

第6章 会計

(経費)

第34条 本団体の経費は、事業収入、クラウドファンディングでの支援金、寄附金品をもってこれにあてる。

(会計監査)

第35条 会計の監査は、随時これを行うことができる。

(会計報告)

第36条 会計参与は、収支報告書と財産目録を作成し、これを随時、執行役員会に報告して役員及び総監督の承認を得る。

(委任)

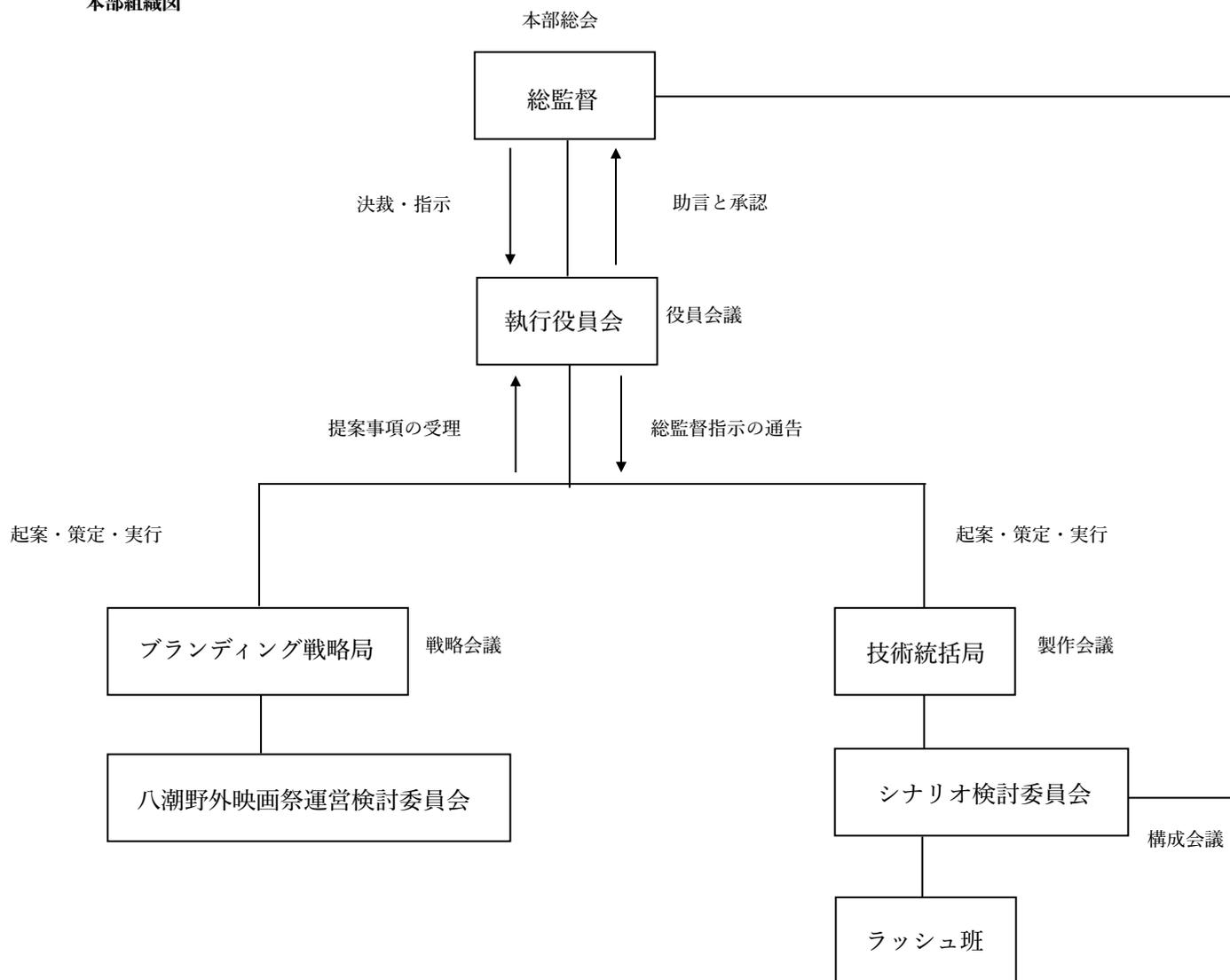
第37条 この会則に定めるもののほか必要な事項は、執行役員会の議決と総監督の裁可を経て、総監督が別に定める。

付則

この会則は、令和4年12月19日から施行する。

令和5年5月22日 改正

本部組織図



役員名簿

代表 プロジェクトオーナー兼総監督 井澤 賢人

ブランディング戦略局本部長兼専務執行役 チーフプロデューサー 今井 悠介

技術統括局本部長兼専務執行役 監督 小林悠斗

ブランディング戦略局本部長兼専務執行役 プロデューサー 鈴木 杏汰

技術統括局本部長兼専務執行役 助監督 木村 港

ブランディング戦略局次長兼執行役 会計参与 谷口 貴昭